

# ご契約に関する情報提供サービスについて

## 1. 郵送によるサービス



- ご契約現況のお知らせ  
毎年4回、各ご契約ごとに1・4・7・10月にお知らせします。
- 変額個人年金保険（特別勘定）決算のお知らせ  
事業年度決算後、ご契約者にお知らせします。

## 2. お電話によるサービス

クレディ・スイス生命カスタマーサービスセンター（年金専用ダイヤル）

**フリーコール 0120-933-399**

受付時間／月曜日～金曜日  
（祝祭日、年末年始の休日を除く）  
9:00～18:00



以下のサービス等をご利用できます。（ご利用に際して別途お手続きが必要なものもございます。）

- 積立金の繰入割合の変更、スイッチングのお手続き
- ドルコスト、リバランスのお申込み手続き
- 契約内容、特別勘定の運用状況についてのご照会
- 住所変更等の契約内容の変更のお手続き
- 給付金等のご請求のお手続き

## 3. インターネットによるサービス

クレディ・スイス生命ホームページ（ご契約者専用インターネットサービス）

ホームページアドレス URL <http://www.cslife.co.jp>



以下のサービス等をご利用できます。（ご利用に際して別途お手続きが必要になります。）

- 積立金の繰入割合の変更、スイッチングのお手続き
- ドルコスト、リバランスのお申込み手続き
- 契約内容、特別勘定の運用状況についてのご照会
- 住所変更等の契約内容の変更のお手続き
- 給付金等のご請求のお手続き

ご契約の際には「特に重要なお知らせ」「ご契約のしおり-約款／特別勘定のしおり」を必ずご覧ください

「ご契約のしおり-約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保管してください。

### 生命保険募集人について

株式会社荘内銀行の担当者（生命保険募集人）は、お客さまとクレディ・スイス生命保険株式会社との保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してクレディ・スイス生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。また株式会社荘内銀行は、取引商品の引受保険会社の支払能力を保証するものではありません。

Q'sパレットのご購入に際しては、必ず変額保険販売資格をもつ募集人にご相談ください

お客さまの担当者である生命保険募集人の身分・権限等に関しまして確認のご要望がある場合には、下記クレディ・スイス生命カスタマーサービスセンターにご照会ください。

- 本商品はクレディ・スイス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なる元本保証はありません。また預金保険制度の対象外となります。
- 本商品のご購入に関して、お客さまと荘内銀行との銀行取引に影響を及ぼすことはありません。

【募集代理店】

 **荘内銀行** <http://www.shonai.co.jp>

【引受保険会社】

**CREDIT SUISSE** | LIFE & PENSIONS

クレディ・スイス生命保険株式会社

〒160-8335 東京都新宿区西新宿1-23-7  
新宿ファーストウエスト10F

カスタマーサービスセンター（年金専用ダイヤル）

**フリーコール 0120-933-399** 受付時間／月曜日～金曜日  
（祝日、年末年始の休日を除く）  
9:00～18:00  
<http://www.cslife.co.jp>

2004-022-0616

2004年7月改訂

募集代理店

 **荘内銀行**  
SHONAI

10年さきも、青空。

荘内銀行がおすすめする、  
資産づくりの新しいかたち。

変額個人年金保険（ステップアップⅡ型）【無配当】  
**Q's パレット**  
キューズ

資産運用 保険 年金

この商品は新規の販売を停止しています。  
記載の内容は当資料が作成された時点のもので、既にご契約いただいているお客さま専用の参考資料です。新規のご契約のためにはご利用いただけません。

引受保険会社

クレディ・スイス生命保険株式会社

撮影：山形県鶴岡市 致道博物館  
（旧西田川郡役所から、旧鶴岡警察署をのぞむ）

# 10年さきも、青空。

この先の豊かさのために、はじめよう

## Q's パレット

変額個人年金保険  
(ステップアップII型)【無配当】

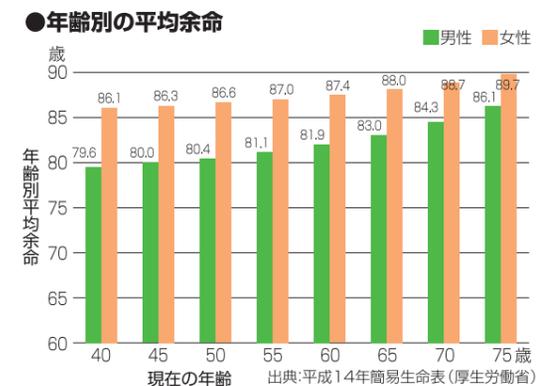
資産運用 保険 年金

ゆとりあるセカンドライフのために・・・  
荘内銀行からのご提案です。



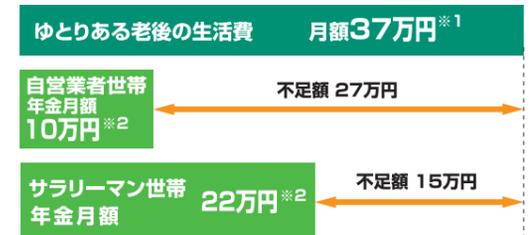
男性平均寿命78歳

女性平均寿命85歳



### 公的年金だけで大丈夫?

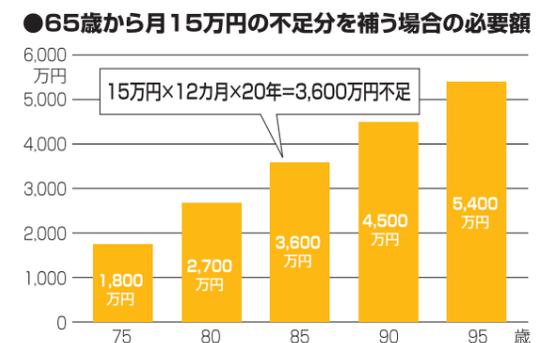
日本人は長生き。「海外旅行」「趣味」…、セカンドライフは豊かに満喫したいものですよね。一方で、将来の生活の支えである「公的年金」は大きな変革期を迎えています。もはや公的年金に頼るだけでは十分とはいえない時代です。



※1 平成13年度「生活保障に関する調査」(生命保険文化センター)  
※2 平成14年4月現在 社会保険事業状況(社会保険庁)

### 将来必要な資金準備は?

たとえば、65歳から85歳までの20年間、毎月15万円を補おうとした場合、15万円×12ヵ月×20年=3,600万円の資金が必要となります。豊かなセカンドライフのためには、資産を殖やす工夫も必要ですよ。



だから、Q'sパレットで  
セカンドライフのための資産づくり、はじめましょう。

# Q'sパレットのしくみと特徴

Q'sパレットは「資産運用」「保険」「年金」の3つの機能を持っています。

## Point 1

### 特別勘定による運用

- Q'sパレットのご契約者のために厳選した専用の特別勘定で運用
- ご契約者自身で特別勘定の選択や組み替えが自由にでき、バリエーションと機動性に富んだ資産運用が可能

参照 ▶ 詳しくはP7~8をご覧ください。

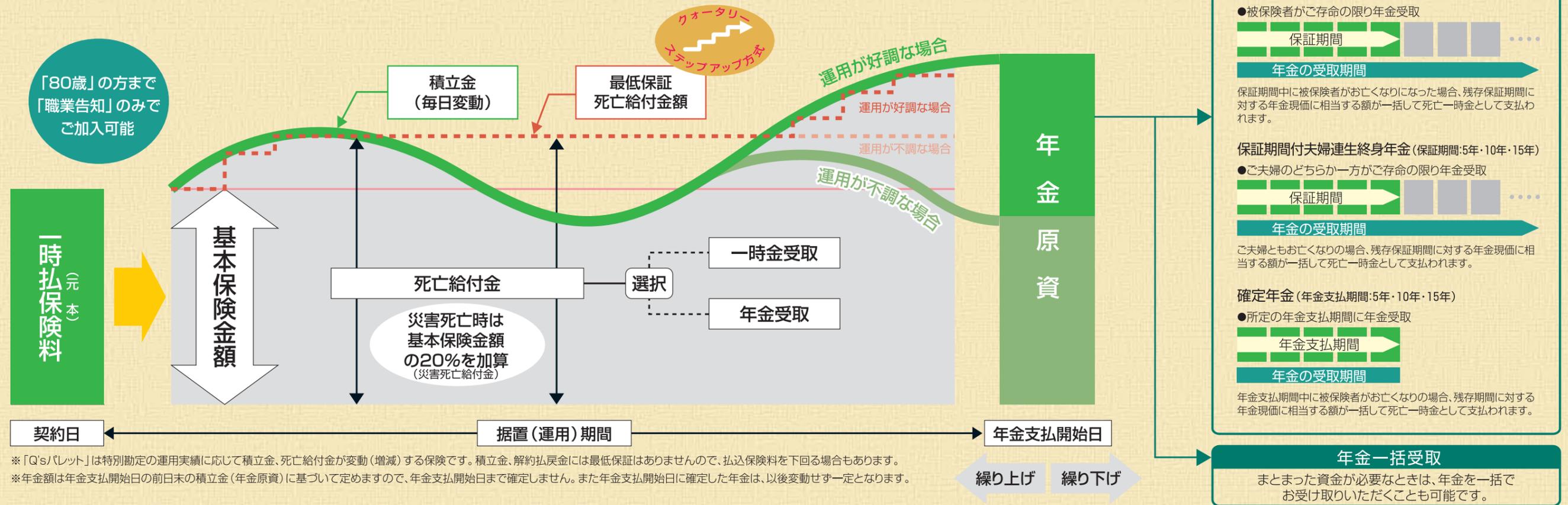
## Point 3

### ライフプランにあわせた運用成果の受取

- 多彩な年金でお受け取り(※1)
- 年金を一括でお受け取り
- 万一据置(運用)期間中に資金が必要になった場合でも、解約・減額により解約払戻金のお受け取りが可能(※2)

※1. 年金支払開始日を繰り上げまたは繰り下げ可能(最長90歳まで)

※2. ご契約後7年未満は所定の解約控除がかかります 参照 ▶ 詳しくはP13をご覧ください。



※「Q'sパレット」は特別勘定の運用実績に応じて積立金、死亡給付金が増減する保険です。積立金、解約払戻金には最低保証はありませんので、払込保険料を下回る場合もあります。  
 ※年金額は年金支払開始日の前日末の積立金(年金原資)に基づいて定めますので、年金支払開始日まで確定しません。また年金支払開始日に確定した年金は、以後変動せず一定となります。

## Point 2

### 進化した死亡保障機能

- 運用状況に応じて四半期ごとに死亡給付金の最低保証額を見直し(クォータリーステップアップ方式) 参照 ▶ 詳しくはP5をご覧ください。
- 一時金でお受け取りいただくか、または年金支払特約を付加することで年金形式でのお受け取りも可能(契約時20年確定年金のみ)

## Point 4

### 税務面の魅力

- 生命保険料控除
- 運用収益は一時所得 [課税対象額 = (運用収益 - 特別控除50万円) × 1/2] (※)
- 運用収益の課税繰り延べ [複利の運用効果]
- 死亡給付金の相続税非課税枠 [500万円 × 法定相続人数]
- 年金受給権の評価 [相続税法第24条]

※契約形態により一部20%源泉分離課税となる場合があります。

参照 ▶ 詳しくはP11~12をご覧ください。

# クォータリーステップアップ死亡保障のしくみ

据置(運用)期間中に、被保険者がお亡くなりになった場合、死亡給付金または災害死亡給付金をお受け取りになれます。

死亡給付金は、一時払保険料を下回ることはなく、運用実績により死亡給付金額の最低保証額が4半期ごとに見直しされるクォータリーステップアップ方式となっています。

## 死亡給付金の決定方法

- ① お亡くなりになった日末の積立金額
- ② お亡くなりになった日の最低保証死亡給付金額(※)

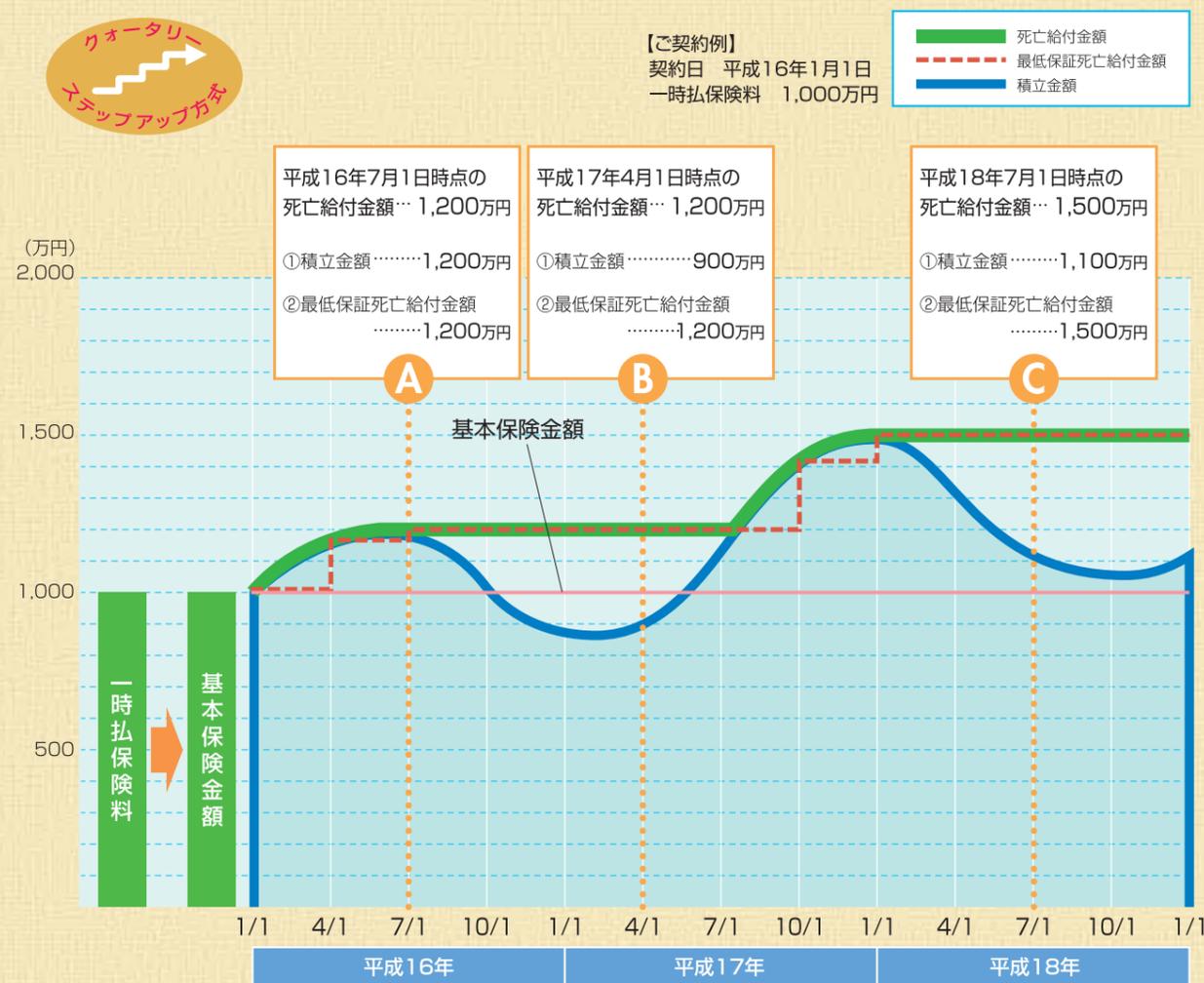
最低保証死亡給付金額

契約日以後、4半期単位の契約応当日に、その前日末の特別勘定積立金と最低保証死亡給付金額(契約日においては基本保険金額)のいずれか大きい方の金額に最低保証死亡給付金額を更新します。

一度ステップアップした最低保証死亡給付金額はそれ以後下がることはありません。

※この更新は被保険者が80歳となる年単位の契約応当日の直前の4半期単位の契約応当日まで行います。

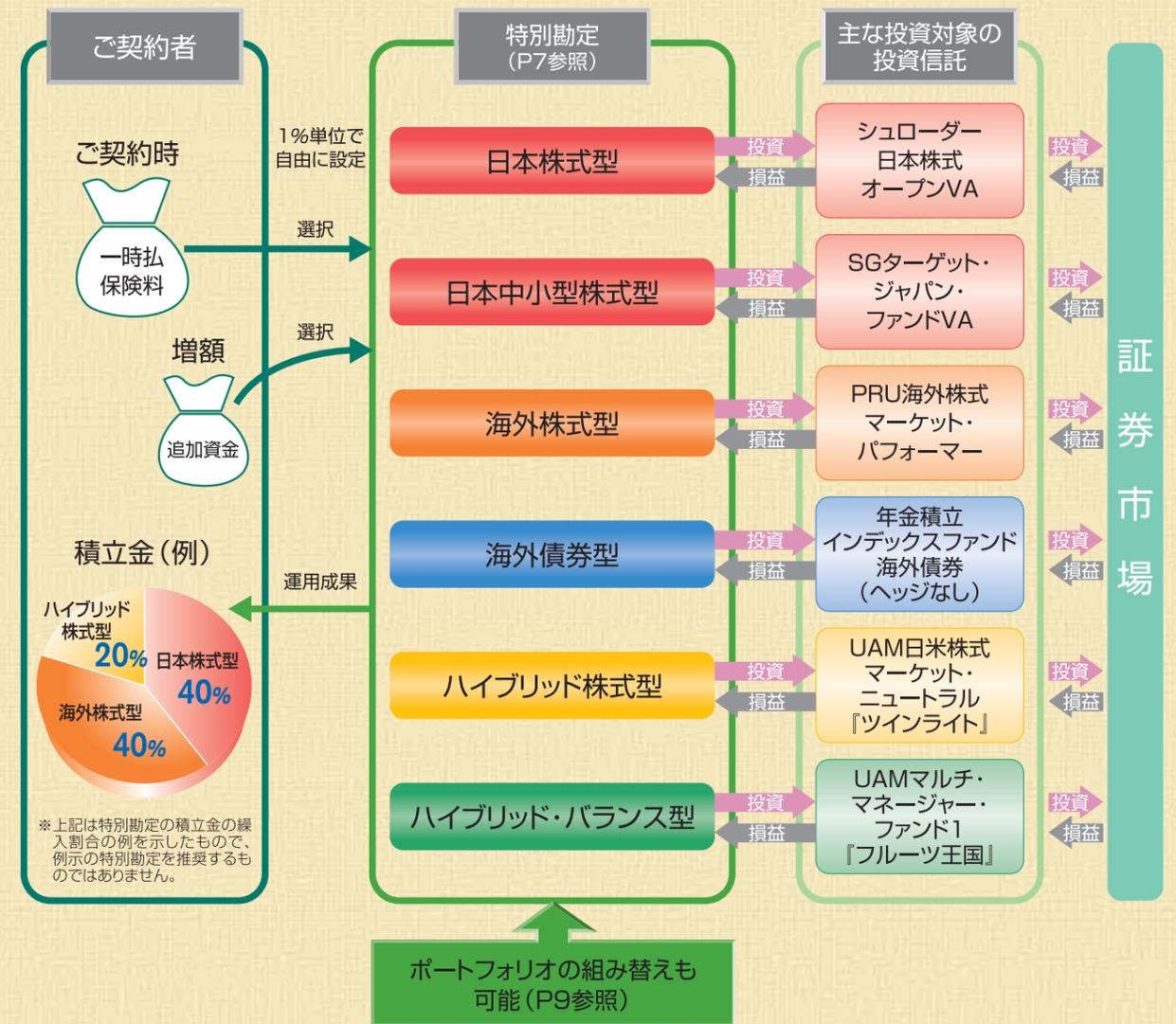
## クォータリーステップアップ方式イメージ図



※上記のイメージ図はQ'sパレットの将来の運用成果を保証するものではありません。

# 運用のしくみ

6つの特別勘定から自由に選択し、ご契約者自身でポートフォリオの組み立てができます。お払い込みいただいた保険料は特別勘定を通じて主に投資信託で運用されます。ご契約後は、市場環境等に応じて、ポートフォリオの組み替えも可能です。また、増額して追加資金を投入することもできます。



### ■特別勘定について

Q'sパレットの各特別勘定は、変額個人年金保険にかかわる資産の管理、運用を行うための勘定として、他の保険種類にかかわる資産(一般勘定)とは区分して管理、運用を行います。

変額個人年金保険(ステップアップII型)には、複数の特別勘定グループが設定されている場合があります。Q'sパレットには「特別勘定グループ(荘銀型)」が設定されています。特別勘定は、投資信託で運用するほか、保険契約の異動等に備えて一定の現金等を保有しているため、投資信託の運用実績と特別勘定の運用実績は必ずしも一致するものではありません。

### ●特別勘定グループについて

変額個人年金保険(ステップアップII型)には、複数の特別勘定グループが設定されている場合があります。保険契約をお申込みの際に、特別勘定グループを指定してください。変額個人年金保険(ステップアップII型)「Q'sパレット」には、「特別勘定グループ(荘銀型)」が設定されています。変額個人年金保険(ステップアップII型)「Q'sパレット」の保険料の繰り入れおよび積立金の移転は「特別勘定グループ(荘銀型)」に属する特別勘定に限定され、「特別勘定グループ(荘銀型)」以外の特別勘定グループに属する特別勘定への保険料の繰り入れおよび積立金の移転は行えません。変額個人年金保険(ステップアップII型)には、「特別勘定グループ(荘銀型)」以外にも特別勘定グループが設定されている場合があり、ご加入される窓口により特別勘定グループが異なる場合があります。「特別勘定グループ(荘銀型)」以外の特別勘定グループの内容については引受保険会社へお問い合わせください。

# 進化する特別勘定ラインナップ

厳選された6つの特別勘定が、ご契約者の積極的な資産運用ニーズにお応えします。

特別勘定の種類	特別勘定の運用方針	主な投資対象の投資信託	資産運用関係費	投資信託の運用会社
日本株式型	日本の経済および産業構造の中長期的展望に基づき、今後有望とみられる成長産業、成長企業の国内株式を主な投資対象とする投資信託に主に投資することによって東証株価指数を中長期的に上回る投資成果をあげることがを目標とします。	シュローダー 日本株式 オープンVA	年率1.082%程度 (税抜1.03%程度)	シュローダー 投信投資顧問 株式会社
日本中小型株式型	日本の経済および産業構造の中長期的展望に基づき、今後有望とみられる中小企業の国内株式を主な投資対象とする投資信託に主に投資することにより、中長期的に高い投資成果をあげることがを目標とします。	SGターゲット・ ジャパン・ ファンドVA	年率1.26%程度 (税抜1.20%程度)	エスジーシー アセットマネジメント 株式会社 (新社名：ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント株式会社) (※2004年8月2日 変更予定)
海外株式型	日本を除く世界各国の株式を主な投資対象とする投資信託に主に投資することによってMSCI KOKUSAIインデックス(円換算ベース)に連動した投資成果をあげることがを目標とします。	PRU海外株式 マーケット・ パフォーマンス	年率0.84%程度 (税抜0.80%程度)	ブルデンシャル・ インベストメント・ マネジメント・ ジャパン・インク
海外債券型	日本を除く世界各国の公社債を主な投資対象とする投資信託に主に投資することにより、シティグループ世界国債インデックス(除日本/円ヘッジなし・円ベース)に連動した投資成果をあげることがを目標とします。	年金積立 インデックスファンド 海外債券 (ヘッジなし)	年率0.7035%程度 (税抜0.67%程度)	日興 アセットマネジメント 株式会社
ハイブリッド株式型	内外株式市場において株式の買建て、売建てを同時に行う投資信託に主に投資することにより、様々な相場変動に影響されずに中長期的に安定した投資成果をあげることがを目標とします。	UAM 日米株式 マーケット・ ニュートラル 『ツインライト』	年率0.987%程度 実質年率2.016%程度 (税抜0.94%程度) 実質1.92%程度 ※この他に実績報酬が かかる場合もあります。	ユナイテッド投信 株式会社
ハイブリッド・バランス型	内外株式・債券市場への分散投資と同時に機動的な資産配分と通貨配分を実施する投資信託に主に投資することにより、様々な相場変動に影響されずに中長期的に安定した投資成果をあげることがを目標とします。	UAM マルチ・ マネージャー・ ファンド1 『フルーツ王国』	年率1.68%程度 (税抜1.60%程度) ※この他に実績報酬が かかる場合もあります。	ユナイテッド投信 株式会社

6つの特別勘定のうち、ハイブリッド株式型とハイブリッド・バランス型は、絶対リターン追求型特別勘定です。

ハイブリッド株式型の主な投資対象の「UAM日米株式マーケット・ニュートラル『ツインライト』」と、ハイブリッド・バランス型の主な投資対象の「UAMマルチ・マネージャー・ファンド1『フルーツ王国』」は、絶対リターン追求型投資信託です。



## 豆知識

### 絶対リターン追求型投資信託について

#### 絶対リターン追求型投資信託

多くの投資信託が市場平均を上回るリターンの確保を運用目的としているのに対し、絶対リターン追求型投資信託は、相場状況にかかわらず安定したリターンの確保を運用目的としています。

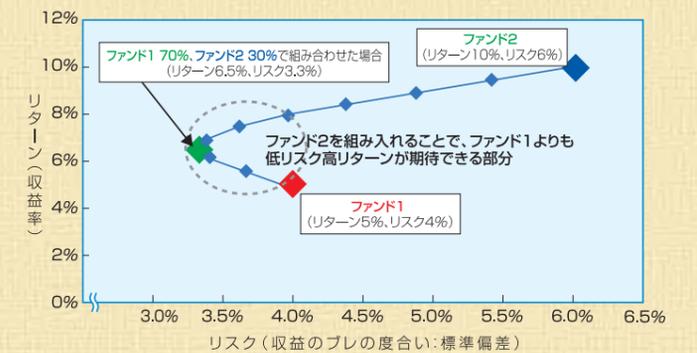
#### 絶対リターン追求型投資信託の意義

90年代の日本のように10年という長期のスパンで株式市場が低迷してしまう時期に株式型の投資信託を選択してしまった場合は、運用会社の能力が高くとも長期的に収益を獲得することは難しいかもしれません。投資信託の収益は運用会社の能力よりも株式・債券市場の騰落に左右されるのが一般的と言えるからです。一方、そのような長期的に株式・債券市場の低迷が続く場合においても、運用会社の能力のみで収益獲得を目指す絶対リターン追求型投資信託を利用することにより、安定的な収益を獲得する機会を得ることができます。

#### 絶対リターン追求型投資信託の組み合わせによる運用効果

出所 ユナイテッド投信株式会社

複数の絶対リターン追求型投資信託を組み合わせることにより、右図のとおり、さらに収益のブレを抑えて、より高いリターンの獲得を期待できる場合があります。



上図では、絶対リターン追求型ファンドを組み合わせた場合のリターン(収益率)とリスク(収益のブレの度合い:標準偏差)の変化を示したものです。ファンド1(赤色の点)はリターン5%・リスク4%、ファンド2(青色の点)はリターン10%・リスク6%とした場合、一般的に絶対リターン戦略同士は同じ値動きにならないことが多いため、それらを組み合わせることで収益のブレを抑え、高い収益率を期待することが可能となります(点線に囲まれる領域)。例えば、ファンド1を70%、ファンド2を30%で組み合わせた場合(緑色の点)、リターン6.5%・リスク3.3%となり、ファンド1よりも低リスク高リターンを期待できます。

※上記「ファンド」は投資信託を意味し、特別勘定ではありません。また「リスク」「リターン」の数値は、例示であり実際の運用成果を保証するものではありません。

※「絶対リターン」とは投資用語であり、投資元本に対するリターンを意味し、絶対的なリターンと投資元本をお約束するという意味ではありません。

# ご契約後の多彩な機能

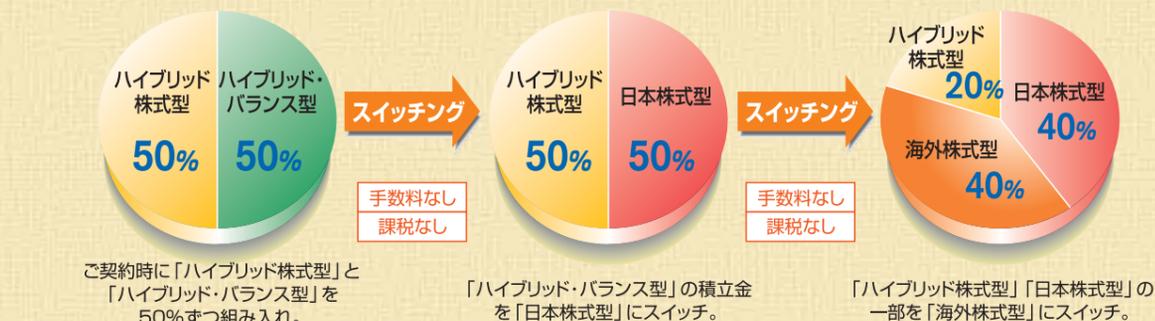
## 1 ポートフォリオを組み替える

ご契約後の特別勘定の組み替えについても、各種のサービスをご用意しました。ご契約者の投資方針の変更やマーケットの変動にも対応できる仕組みとなっています。

### スイッチング

ご契約者のご判断によって、積立金を他の特別勘定に移転し、積立金のポートフォリオをお手軽に組み替えるサービスです。スイッチングは年間12回までのお取扱いとなり、その際の手数料は不要です。積立金の移転に関して課税はありません。

#### スイッチング例



※上記のイメージ図は積立金のスイッチング例を示したもので、例示の特別勘定を推奨するものではありません。

### リバランス

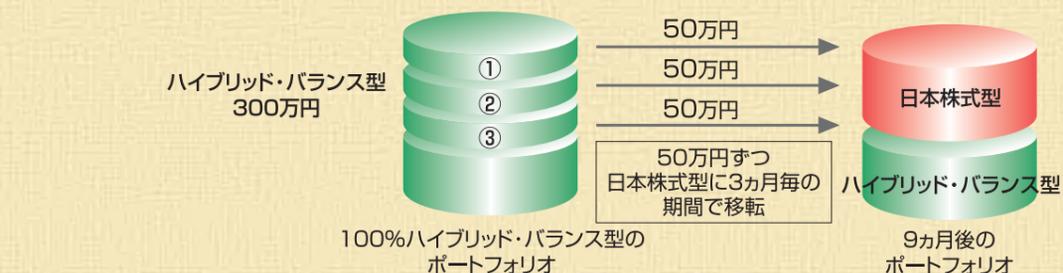
あらかじめご指定いただいたポートフォリオを一定して保つよう、ご指定いただいた期間毎に定期的に構成割合を自動調整するサービスです。

指定期間は、3か月・6か月・12か月から選択できます。

※ドルコストとの同時取扱いはできません。

### ドルコスト

あらかじめご指定の特別勘定から他のご指定の特別勘定に、一定期間毎に一定額を移転するサービスです。期間は1か月・3か月・6か月・12か月から選択でき、1回の移転金額が1円単位でご指定できます。



※ドルコストによる積立金の移転は、積立金の移転回数(12回)に含まれます。

※リバランスとの同時取扱いはできません。

※上記のイメージ図はドルコストを行った場合の例を示したもので、例示の特別勘定を推奨するものではありません。

## 2 増額する

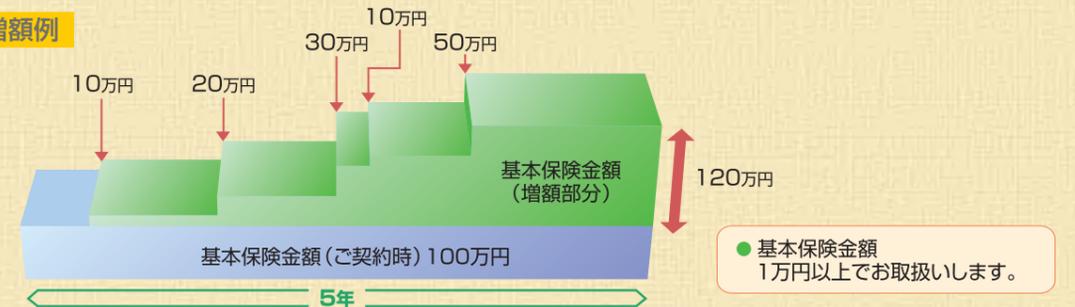
契約後に基本保険金額を増額して追加資金を投入することができます。

※増額は年金支払開始日前までのお取扱いとなります。

### 任意増額

投資のタイミングを図りながら、随時増額していくことができます。

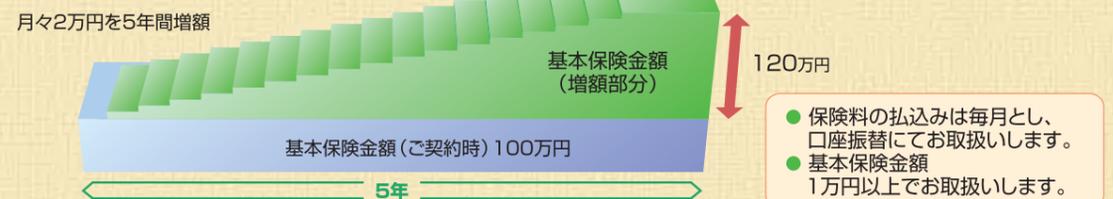
#### 任意増額例



### 規則的増額

毎月一定額を増額していくことも可能です。定期的に増額することによるリスク逓減効果があります(ドルコスト平均法)。

#### 規則的増額例

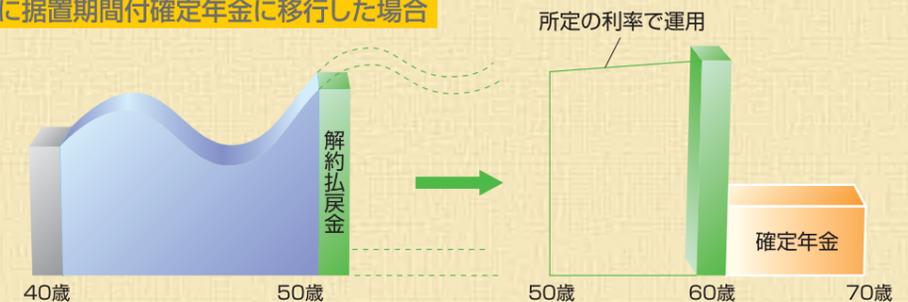


## 3 一般勘定での運用に移行する

### 据置期間付確定年金への移行

移行時の解約払戻金を一時払保険料とした据置期間付の確定年金に移行することができます。

#### 50歳時に据置期間付確定年金に移行した場合



※ご契約から5年以上経過後にこの取扱いができます。

※据置期間付確定年金の年金額は、移行日における解約払戻金に基づき、保険会社の定める率により計算したものととなります。

※据置期間付確定年金への移行後の年金額が会社の定める金額に満たない場合は、この取扱いをいたしません。

# 税金のお取扱い

## 保険料支払時の税務

- 生命保険料控除……一時払保険料は、お払いいただいた年の生命保険料控除の対象となり、所得税・住民税の負担が軽減されます（個人年金保険料にかかる控除の対象とはなりません）。

## 据置（運用）期間中の税務

- 解約・減額時の税務……運用収益（解約払戻金から払込保険料を差し引いた金額）に対して課税されます。

年金種類	解約・減額時期	
	契約から5年以内	契約から5年超
保証期間付終身年金		一時所得
保証期間付夫婦連生終身年金		一時所得
確定年金	20%源泉分離課税	一時所得

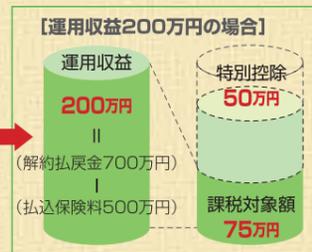
### 一時所得について

他の一時所得と合算して特別控除年間50万円までは非課税で、50万円を超える部分の2分の1の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

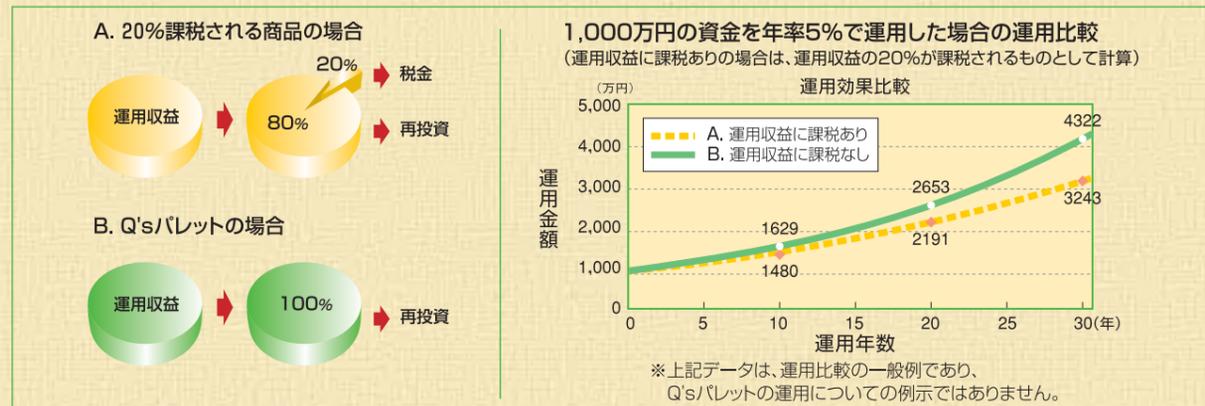
(運用収益)

$$\text{課税対象額} = \left\{ \text{解約払戻金} - \text{払込保険料} - \text{特別控除50万円} \right\} \times 1/2$$

※他に一時所得がないと仮定した場合



- 運用収益の課税繰り延べ……特別勘定の主な運用対象となる投資信託の分配金は課税されることなく、自動的に再投資されます。これにより長期の資産運用において優れた複利運用効果を期待できます。



- 死亡給付金の相続税非課税枠……死亡給付金受取人が法定相続人の場合、一定の金額が相続税非課税となる特典があります。

死亡給付金の相続税非課税枠 = 500万円 × 法定相続人数

※「契約者=被保険者」であることが必要です。また、すべての生命保険契約の死亡給付金・死亡保険金との合算となります。

例  
 被相続人 (夫、妻) → 相続人 (夫、妻、長男、長女、次女)  
 500万円 × 4人 = 2000万円 までが相続税非課税

【現預金2,000万円の場合】  
 現預金 2,000万円 → 相続税の対象となる価格 2,000万円

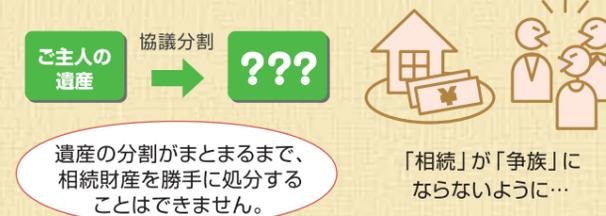
【死亡給付金2,000万円の場合】  
 死亡給付金 2,000万円 → 相続税の対象となる価格 0万円

- 死亡給付金を一時金受取された場合の税務……契約形態によって異なります。

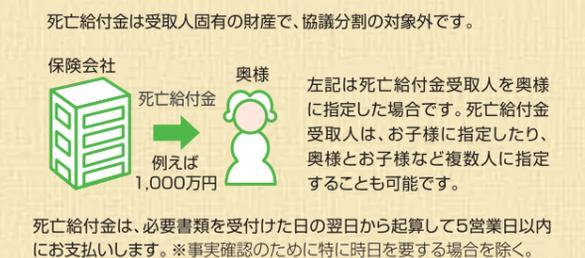
契約者	被保険者	死亡給付金受取人	課税
夫	夫	妻	相続税
夫	妻	夫	所得税（一時所得）
夫	妻	子	贈与税

## 財産を誰に遺す？

### ■遺産の分割



### ■Q'sパレットの死亡給付金は？



- 死亡給付金を年金形式で分割受取された場合の税務……契約形態や年金受取の申出時期により異なります。

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	年金受取申出時期	給付金支払事由発生時の課税	年金受取時の課税
夫	妻	夫	死亡日前に申出 死亡日後に申出	なし 一時所得	雑所得
夫	夫	妻	死亡日前に契約者より申出があり、死亡日後に受取人より変更の申出がない場合 死亡日後に申出	相続税法第24条の規定により評価した価額に対して相続税 死亡給付金に対して相続税	

## 例 年金受給権の評価

夫 (契約者) 妻 (被保険者) 妻 (死亡給付金受取人)

契約時に年金支払特約 (20年確定年金) を付加し、死亡後に受取人より変更の申出がなく、年金額500万円の場合の評価額

年金総額 = 500万円 × 残存期間 20年 = 1億円

相続税法第24条に基づく評価額 = 1億円 × 評価割合 40%\* = 4000万円

【年金総額1億円の場合】  
 年金総額 1億円 → 相続税法第24条に基づく評価額 4,000万円

\*年金の残存期間20年の場合の評価割合  
 ※例示のケースの場合、さらにP11の「死亡給付金の相続税非課税枠」が適用され、「500万円×法定相続人数」が非課税となります。

## 年金受取時の税務

年金種類	毎年の年金受取時	年金の一括受取時
保証期間付終身年金	雑所得	雑所得
保証期間付夫婦連生終身年金		
確定年金		一時所得

※年金受取人がご契約者以外の場合、年金支払開始時に相続税法第24条に基づく評価額に対して贈与税が課税されます。

### Column

一時所得…他の一時所得と合算して特別控除年間50万円までは非課税で、50万円を超える部分の2分の1の金額が他の所得と合算して総合課税されます。  
 雑所得…他の所得と合算して総合課税されます。

上記記載の税金についてのお取扱いは、2004年7月現在のもので、将来変更となることもあります。個別のお取扱いにつきましては所轄の税務署にご確認ください。

# 諸費用について

## 据置(運用)期間中

1. すべてのご契約者にご負担いただく費用

特別勘定	資産運用関係費 <sup>*1</sup>	保険関係費 <sup>*2</sup>
日本株式型	年率1.082%程度 (税抜1.03%程度)	年率1.81% <sup>*3</sup>
日本中小型株式型	年率1.26%程度 (税抜1.20%程度)	
海外株式型	年率0.84%程度 (税抜0.80%程度)	
海外債券型	年率0.7035%程度 (税抜0.67%程度)	
ハイブリッド株式型	年率0.987%程度 実質年率2.016%程度 <sup>*4</sup> (税抜0.94%程度 実質1.92%程度) ※この他に実績報酬がかかる場合があります	
ハイブリッド・バランス型	年率1.68%程度 (税抜1.60%程度) ※この他に実績報酬がかかる場合があります	

※1. 資産運用関係費は、特別勘定の運用にかかわる費用で特別勘定の投資対象となる投資信託の信託報酬などが含まれます。また将来変更されることがあります。  
 ※2. 保険関係費は、保険契約の締結、維持および管理などに必要な費用です(死亡給付金および災害死亡給付金を支払うための費用を含みます)。  
 ※3. 上記乗率はファンド(特別勘定)の日々の積立金額に対して乗するもので、積立金額に対して、年率1.81%÷365日を毎日控除します。  
 ※4. 詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご参照ください。

2. 特定取引のご契約者にご負担いただく費用

項目	特定の取引	金額
契約者貸付利息	契約者貸付を受けた場合	貸付金額に対して会社所定の利率 <sup>*5</sup>
解約控除	解約時または減額時	解約控除額 <sup>*6</sup>

※5. 年単位の契約応当日に、積立金から控除  
 ※6. 解約(減額)時の積立金額に経過年数に応じて下表の率を乗じた額。契約日(増額日)より7年以上経過している場合には解約控除はありません。

### 解約控除率表

経過年数	1年未満	2年未満	3年未満	4年未満	5年未満	6年未満	7年未満	7年以上
率	7%	6%	5%	4%	3%	2%	1%	0%

## 年金受取期間中

年金の受取期間中、すべてのご契約者にご負担いただく費用

項目	目的	金額
年金管理費	年金の支払い、管理に必要な費用	支払年金額に対して年1.0% <sup>*7</sup>

※7. 年金支払開始以後、契約応当日に責任準備金から控除

# ご契約について

ご契約の際は「ご契約のしおり-約款/特別勘定のしおり」を必ずご覧ください。

Q'sパレットは、経済情勢や運用状況によっては高い収益性を期待できますが、一方で株式その他有価証券や為替の価格変動などによる運用リスクは、ご契約者に帰属します。ご契約者の判断と責任において十分ご検討の上お申し込みください。

契約日	保険契約をお申込みいただき引受保険会社が保険料を受けとった日(引受保険会社の承諾が必要になります。)
契約者	個人の方のみが契約者となります。(法人契約はできません。)
被保険者	0歳から80歳までの方(契約年齢は契約日における満年齢)
年金受取人	契約者または被保険者となります。
保険料払込方法	一時払
告知書	契約時に職業等をご記入いただけます。(健康状態は不要) ※重要なことごとについて事実と異なる告知をされますと告知義務違反となり、ご契約が解除され、給付金などをお支払いできない場合があります。
クーリング・オフ	保険料の払込方法が「会社が指定した金融機関等の口座に送金することにより払い込む方法」となっていますので、クーリング・オフの対象となりません。 ただし、契約日から10日以内の解約請求の場合、解約控除は免除となります。
基本保険金額(=払込保険料)	100万円以上5億円以下/1,000円単位
据置(運用)期間	10年以上
増額(規則的増額含む)	1万円以上/1,000円単位(基本保険金額が通算5億円まで)
減額	1,000円以上/1,000円単位(基本保険金額が100万円以上残る範囲)
解約	契約日以後年金支払開始日の前日までお取扱いします。
契約者貸付	1万円以上/1,000円単位(解約払戻金の50%以内で所定の利率による)
据置期間付確定年金への移行	お取扱いします。(契約後5年以上経過した日から年金支払開始日前日までのお申し出による。)
死亡給付金の年金受取(年金支払特約)	契約時は20年確定年金のみお取扱いします。
年金支払開始年齢	保証期間付終身年金 55歳以上90歳以下(1歳刻み) 保証期間付夫婦連生終身年金 ご夫婦ともに55歳以上90歳以下(1歳刻み) 確定年金 16歳以上90歳以下(1歳刻み)
年金支払開始日の変更	お取扱いします。(年金支払開始日前日までのお申し出による。)
年金種類の変更	お取扱いします。(年金支払開始日前日までのお申し出による。)

## クレディ・スイス生命のご紹介

### クレディ・スイス・グループ

クレディ・スイス・グループは、約150年の歴史と100兆円を超える運用資産を持つ世界有数のファイナンシャル・グループです。1856年にスイスのチューリッヒに誕生して以来、世界を舞台にプライベートバンキング、銀行、証券、資産運用、保険など、幅広く金融ビジネスを展開しています。



クレディ・スイス・グループは、Formula 1「ザウパーベトロナス」のメインスポンサーをつとめるなど、企業活動を通じて世界のスポーツや文化の振興に取り組んでいます。

- ▶ 創 立…………… 1856年
- ▶ 所在地…………… スイス チューリッヒ
- ▶ 格 付…………… Aa3 ムーディーズ社 長期債務格付け (2004年5月末)
- ▶ 総 資 産…………… 9621億スイスフラン (約83兆3,234億円)\*
- ▶ 運用資産総額…1兆1994億スイスフラン (約103兆8,680億円)\*

\*2003年1月~12月期。  
1スイスフラン=86.60円(2003年12月30日)で算出



クレディ・スイス・グループ本社(チューリッヒ)

クレディ・スイス生命は、世界有数のファイナンシャル・グループである、クレディ・スイス・グループの一員です。

### クレディ・スイス生命保険株式会社

クレディ・スイス生命は、日本における変額保険のパイオニアとして1986年にスタートしました。変額保険や変額個人年金保険などの資産運用型商品を中心に、クレディ・スイス・グループのグローバルな経験とネットワークを活かした商品およびサービスの提供に努めています。

- ▶ 創 立…………… 1986年7月
- ▶ 資本の額…………… 327億2000万円
- ▶ ソルベンシー・マージン比率… 1673.5% (2003年3月期決算)
- ▶ 総 資 産…………… 1374億円
- ▶ 保険料等収入…497億6800万円

ソルベンシー・マージン比率とは、大災害や株の暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」があるかどうかを判断するための行政監督上の指標の一つです。200%を上回っていれば経営の健全性に問題はないとされています。